

各位

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

代表取締役 新野 将司

(コード番号:6192 東証マザーズ)

問合せ先:経営管理領域長 村上 嘉浩

電話:03-5747-9800 (代表)

公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の監査等委員会において、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の 監査証明を行う公認会計士等の異動について決議すると共に、同日開催された取締役会において、 本年 12 月 23 日開催予定の第 18 期定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議することを決議 しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

- 異動予定年月日(予定)
 2021年12月23日(第18期定時株主総会開催予定日)
- 2. 就退任する公認会計士等の概要
- (1) 就任する公認会計士等

1	名称	誠栄監査法人
2	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田小川町一丁目1番地
3	業務執行社員の氏名	田村 和己、森本 晃一
4	日本公認会計士協会の上場会社監査事務所	登録されています。
	登録制度における登録状況	

(2) 退任する公認会計士等

 3 名称 	監査法人アリア
② 主たる事務所の所在地	東京都港区浜松町1丁目30番5号
③ 業務執行社員の氏名	茂木 秀俊、山中 康之

3. 上記2. (1) に記載する公認会計士等を候補者とした理由

当社は、2021年10月1日付「親会社の異動(当社株式の間接所有)に関するお知らせ」にて公表しました通り、株式会社くふうカンパニーの連結子会社です。株式会社くふうカンパニーは、公認会計士等として誠栄監査法人を選任しており、当社と株式会社くふうカンパニーの公

認会計士等を統一することにより、当社のガバナンスの有効性・効率性及び連結決算等の監査 体制の品質向上が図られると判断したためです。

- 4. 退任する公認会計士等の就任年月日 2020 年 12 月 23 日
- 5. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等
- (1) 2021 年 7 月 28 日に提出した第 17 期内部統制報告書に関して、財務報告に係る内部統制に 関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当 すると判断し、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないとの意見を受領し ております。
- (2) 2021年7月28日に提出した第17期有価証券報告書に関して、以下の内容の監査報告書を 受領しております。

期首残高を含めた第 17 期の連結財務諸表及び財務諸表についての潜在的な虚偽の表示の存否を検討するために、第三者委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加手続きを実施した。第 17 期の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により、当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、2021 年 7 月 28 日時点では、第 17 期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査における結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加手続きの結果、期首残高を含めた連結財務諸表及び財務諸表について重要な虚偽表示が発見されなかった。これらの検討結果を踏まえ、期首残高を含めた第 17 期の連結財務諸表及び財務諸表について、上述の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、第 17 期の連結財務諸表及び財務諸表の数値と対応数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付適正意見を表明する。

(3) 2020年10月26日に提出した第17期第1四半期、2020年12月15日に提出した第17期第2四半期、2021年3月15日に提出した第17期第3四半期の各四半期報告書の四半期連結財務諸表に関して、上記5.(2)に記載の通り、各四半期の数値と対応数値に、影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明する旨の四半期レビュー報告書を受領しております。また、2021年9月10日に提出した第18期第1四半期報告書の四半期連結財務諸表に関して、上記5.(2)に記載の通り、第18期の第1四半期連結会計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明する旨の四半期レビュー報告書を受領しております。

6. 異動の決定に至った理由及び経緯

上記3. にて記載の通り、当社は株式会社くふうカンパニーの連結子会社ですが、当社と株式会社くふうカンパニーの監査法人が異なることを契機として、当社及び株式会社くふうカンパニーの事業内容及び規模を踏まえ、当社のガバナンスの有効性・効率性及び連結決算等の監

査体制の品質向上並びに監査報酬等について、他の監査法人と協議してまいりました。検討の 結果、誠栄監査法人を新たな公認会計士等として選任する意思決定をいたしました。

- 7. 上記6. の理由及び経緯に対する意見
- (1)退任する公認会計士等の意見 特段の意見はない旨の回答を得ております。
- (2) 監査等委員会の意見 妥当であると判断しております。

以上